

# 宮崎県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

第3期  $\left[ \begin{array}{l} \text{令和4年 4月 1日から} \\ \text{令和9年 3月31日まで} \end{array} \right]$

令和4年4月  
宮崎県

## 目 次

<b>1</b>	<b>計画策定の背景及び目的</b>	1
<b>2</b>	<b>管理すべき鳥獣の種類</b>	1
<b>3</b>	<b>計画の期間</b>	1
<b>4</b>	<b>第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域</b>	1
<b>5</b>	<b>第二種特定鳥獣の管理の目標</b>	
(1)	現状	1
①	生息環境	1
②	生息動向及び捕獲状況	2
③	被害及び被害防止施設設置状況	3
④	その他	4
(2)	管理の目標	6
①	管理地域区分	6
②	管理目標	6
(3)	目標を達成するための施策の基本的考え方	6
<b>6</b>	<b>第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項</b>	
(1)	捕獲による数の調整	7
(2)	捕獲頭数管理	8
(3)	狩猟者の確保・育成	8
(4)	錯誤捕獲の防止	8
(5)	捕獲物の処理等	8
<b>7</b>	<b>指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項</b>	
(1)	事業の目的	8
(2)	実施期間	8
(3)	実施区域	8
(4)	事業の目標	8
(5)	事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	9
(6)	事業の実施者	9
<b>8</b>	<b>第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項</b>	9
<b>9</b>	<b>その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項</b>	
(1)	被害防止対策	9
(2)	モニタリング等の調査研究	10
(3)	計画の実施体制	10
	<b>添付資料</b>	
	資料1 イノシシ捕獲報告票	13

## 1 計画策定の背景及び目的

本県において、イノシシは県下全域に生息し、農林作物被害も県下全域にわたっている。

このため、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定し、現在、第2期計画（平成29年度～令和3年度）に取り組み、市町村や関係機関等と連携しながら、管理のための施策を展開しているが、第2期計画期間内の農林作物への被害額は、年度あたり1億～1億3千万円と依然として高水準で推移している。こうしたことから、引き続き、第3期計画（令和4年度～令和8年度）を策定し、イノシシの捕獲状況や農林作物への被害の発生状況を的確に把握するとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、被害防止対策等の手段を総合的に講じることにより、農林作物被害の低減とイノシシ個体群の長期にわたる安定的維持を図ることを目的として、本計画を策定する。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

## 3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域を対象とする。

## 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

### (1) 現状

#### ① 生息環境

##### ア 地形

本県は九州の東南端に位置し、北は大分県に、西は九州山地に接して熊本県に、西南は鹿児島県に隣接し、東方一帯は太平洋に面している。

また、山岳地帯が多く、平地は宮崎平野と都城・小林盆地を有する程度で、北西に祖母・傾の高峰を連ね西は国見岳、市房山をはじめ南北に走る九州山地と、韓国岳、高千穂峰の霧島火山群がそびえ、これらを水源に五ヶ瀬川、耳川、小丸川、一ツ瀬川、大淀川、広渡川など流路70km以上にわたる河川が太平洋にそそいでいる。

##### イ 気候

年平均気温は摂氏17度内外で冬期の厳寒期が短く、全国で最も温暖な地方として知られている。年間降水量も2,300mmから2,600mmに達し、多雨地方の一つに数えられている。

## ウ 植生

本県の森林は日本の水平的森林植生帯の中で、本土最南部域の森林帯に位置づけられている。現存植生をみると、植林地の面積が大きく、原植生はわずかに内陸山地の一部、特別に保護された地域、神社の社叢、湿原や岩隙地などの特殊な環境の地域にみられるだけで、代償植生によって広い面積が占められている。

自然植生の垂直分布では、海拔約1,000mを境にして下部が暖温帯性常緑広葉樹林帯、上部が冷温帯性落葉広葉樹林帯となっている。また、石灰岩地、沿海岸には、それぞれ特色のある植生が形成されている。

植生の分布をみると、スギとヒノキが多く全県下にみられるが、特に、県中・県南でスギとヒノキの植林率が高くなっている。

## ② 生息動向及び捕獲状況

### ア 生息分布

環境省が実施した第6回自然環境保全基礎調査の結果によると、本県の2003年におけるイノシシの生息区画率は1978年と比較し、6.5%ポイント増の92.9%となり、ほぼ県下全域でイノシシが確認されている（表－1）。

表－1 イノシシ生息区画率の増減

区分	総区画数	生息区画数		生息区画率(%)		
		2003年	1978年	2003年	1978年	増減
宮崎県	354	329	306	92.9	86.4	6.5
全国	17,376	6,693	5,188	38.5	29.9	8.7

※1区画は、5kmメッシュ

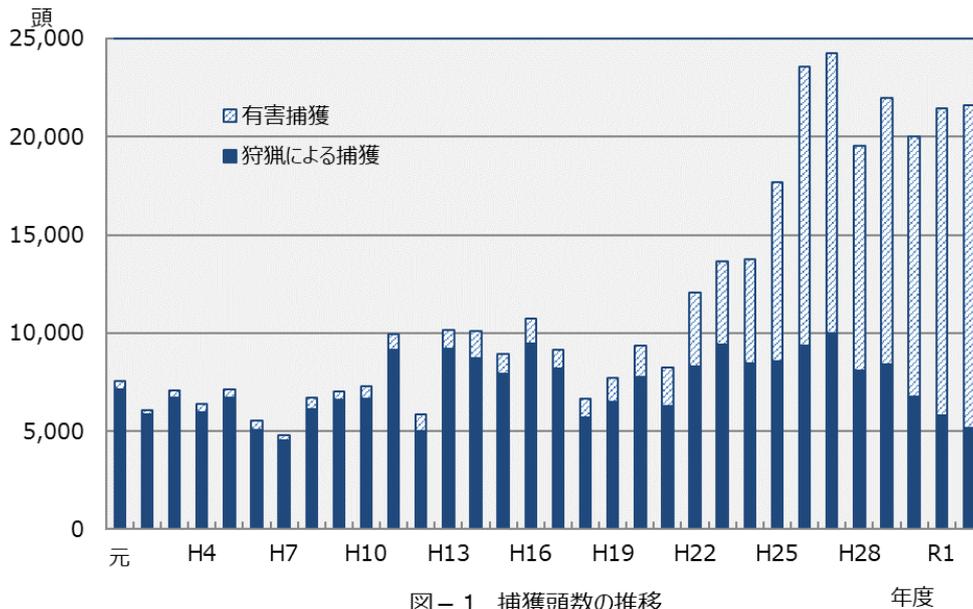
### イ 生息頭数

イノシシの生息頭数（密度）の調査方法は、広範囲を対象とした適用可能な調査手法が確立されていない。

### ウ 捕獲状況

狩猟及び農林業被害防止のための有害捕獲による県内でのイノシシの捕獲頭数は、平成10年度までは6,000頭前後だったが、平成11年度には約1万頭まで増加し、その後、増減を繰り返しながら増加傾向を示し、平成27年度には24,000頭を超えたが、それ以降は、20,000頭前後で推移している。

なお、平成25年度からは、国の交付金を活用して、有害捕獲に対し1頭あたり7千円を助成し捕獲の強化を図ったこともあり、有害捕獲だけで、平成29年度からは、13,000頭を超える捕獲実績となっている（図－1）。



③ 被害及び被害防止施設設置状況

ア 被害状況

イノシシによる農林作物への被害額は、平成17年度以降増加し、平成24年度には495,529千円となった。その後は減少傾向となっているが、未だ深刻な被害が続いている。(図-2)。

また、生息域の拡大により被害は県下全域にわたっており、山村から都市近郊まで被害区域が拡大している。

なお、令和2年度における主な被害農林作物としては、水稻が作物全体の約4割を占め、次いで、果樹、野菜類、いも類の順となっている(表-2)。

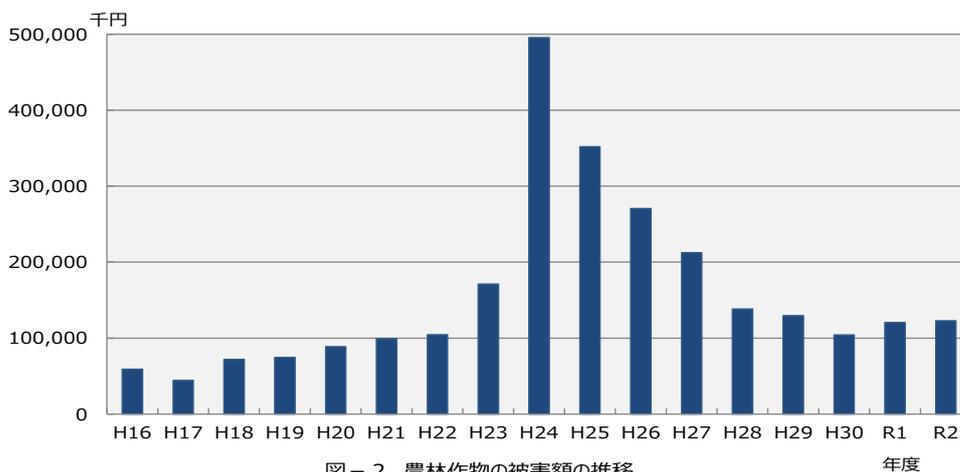


表-2 令和2年度作物別被害額

(単位：千円、%)

作物名	水稻	果樹	野菜類	いも類	飼料作物	特用林産物	その他	計
被害額	46,564	35,141	17,719	11,709	7,037	4,564	162	122,896
割合	37.9	28.6	14.4	9.5	5.7	3.7	0.2	100.0

## イ 被害防止施設設置状況

これまで県では、イノシシによる農林作物への被害対策として、鳥獣保護区又は同区に隣接する農林地に電気柵や爆音機等を設置する農林業者等に対して補助を行い、被害軽減に努めてきた。

なお、令和2年度におけるイノシシ用の電気柵の延長は約90kmにおよび、シカやサル用を含む電気柵の総延長の約62%を占めている（表－3）。

表－3 電気柵設置状況の推移

（単位 上段：基、下段：m）

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
基数	346	289	270	257	242
延長	127,250	108,650	101,050	93,850	90,950

## ④ 狩猟者の状況

県内の狩猟免許所持者数は、年々減少しており、令和2年度には5,617人となった。年齢構成を見ると、60才以上の占める割合は年々高まり、昭和61年度には20.3%であったが、令和2年度では狩猟免許所持者全体の72.2%を占めるまでになり、高齢化が進行している（図－3）。

そのうち、本県で狩猟のために登録を受ける者も年々減少し、令和2年度は4,289人となったが、その中で網・わな猟の狩猟者登録数は年々増加しており、令和2年度では昭和61年度582人の約3.9倍の2,273人となっている。

これは、銃器に比べ取扱いが簡易で捕獲が期待できるわなを使用する登録者が増加しているものと考えられる（図－4）。

なお、平成18年度は網・わな特区の実施、平成19年度からは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、従来の網・わな猟免許が、網猟免許及びわな猟免許に区分され、狩猟免許試験における負担が軽減されている。

また、狩猟免許試験を年3回（2回目及び3回目は日曜日）とし、令和3年度からは延べ11会場で実施するなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努めている。

（※人数は延べ人数）



図-3 狩猟免許所持者数及び60才以上の占める割合の推移

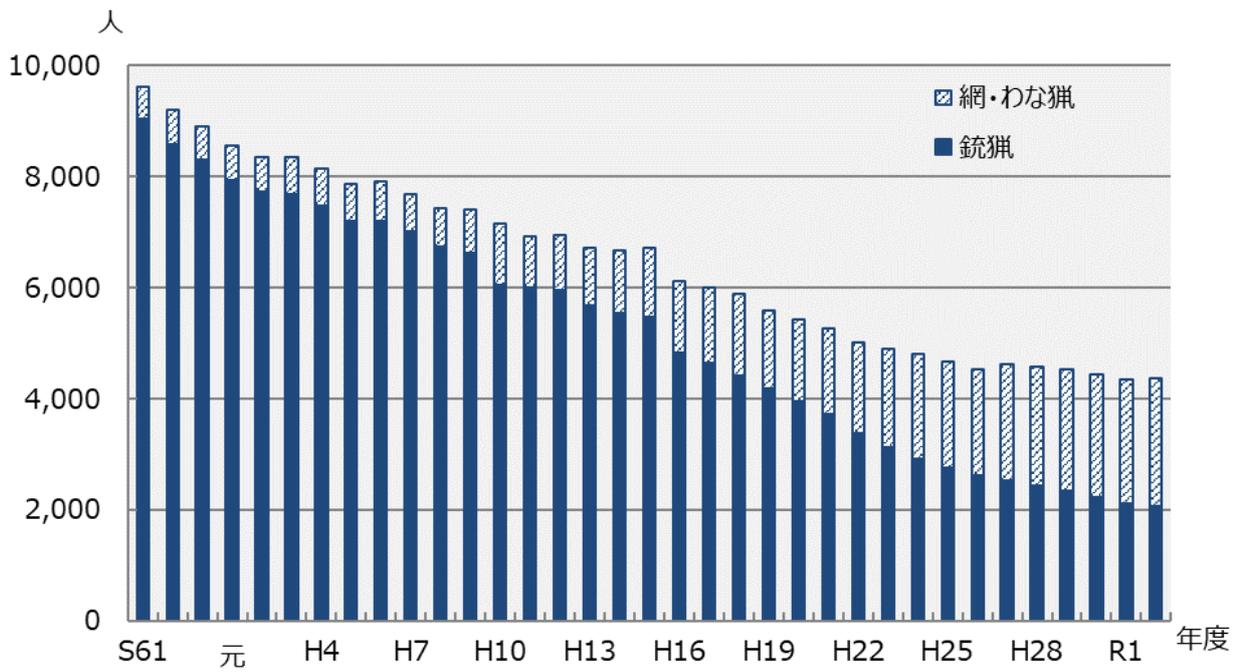


図-4 狩猟者登録数の推移

(2) 管理の目標

① 管理地域区分

管理の単位は地域個体群で行うのが基本であるが、イノシシの場合には県内の分布域が連続しており、被害も全県下に及んでいることから、宮崎県全域を一つの管理区分とする。

② 管理目標

イノシシについては、生息頭数（密度）を推定する現実的な調査方法が確立されていないことから、生息頭数を管理目標とするのではなく、「被害額が増加傾向を示す以前（昭和61年度～平成7年度）の平均被害額（約50,000千円）以下に抑える。」ことを長期目標として、農林作物への被害額を低減させながら、イノシシ個体群の安定的な維持を図る。

なお、第3期計画ではイノシシによる農林作物への被害額を令和8年度までに9千万円以下にする。

表－4 イノシシによる農林作物被害額の実績、目標

(単位：千円)

第1期				
H24	H25	H26	H27	H28
495,529	351,905	270,489	212,521	138,333
第2期				
H29	H30	R1	R2	R3
129,657	104,270	120,457	122,896	117,000
第3期				
R4	R5	R6	R7	R8
111,000	105,000	100,000	95,000	90,000

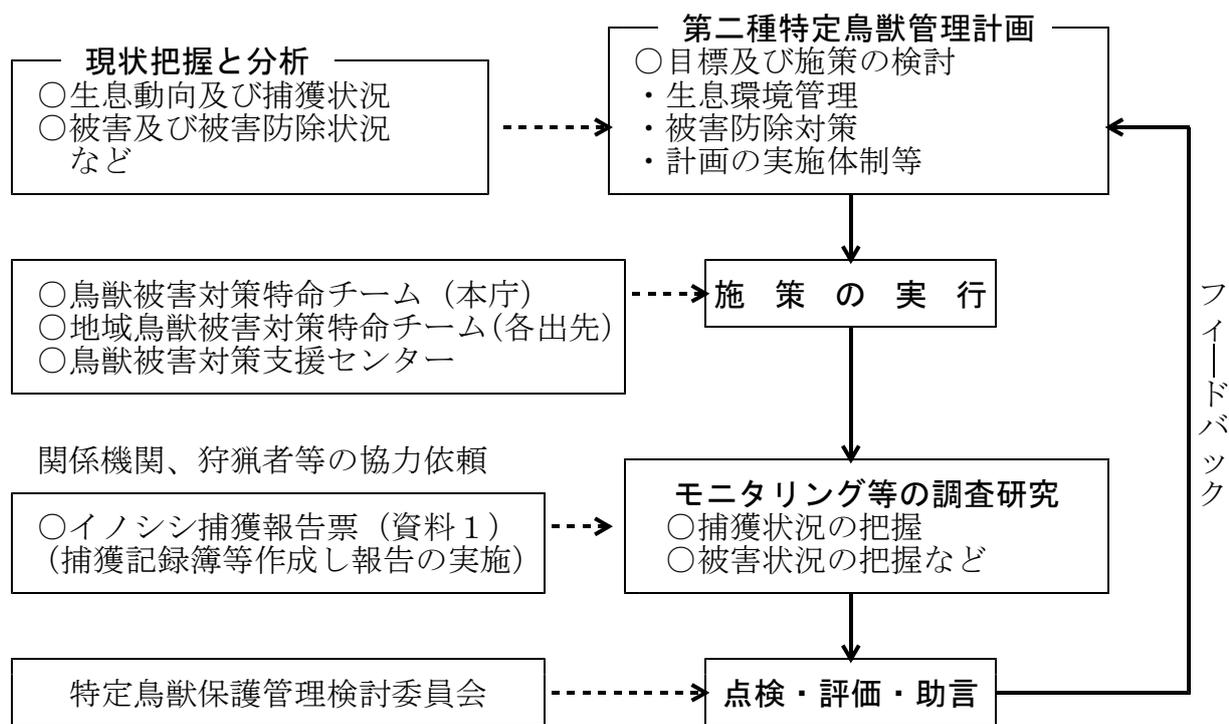
実績：平成24年度～令和2年度、目標：令和3～8年度

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

イノシシの個体群は、自然環境の下で農林作物へ被害を及ぼさず生息することが望ましいが、耕作放棄地の増加や狩猟者の減少等により、人間活動の場とイノシシの生息域が重なり合ってしまったため、農林作物に多大な被害をもたらしている。

このため、本計画では、このような被害を低減させるため、イノシシの捕獲及び被害防除対策等の施策を積極的に推進していく。さらにイノシシの生息状況に関する指標となる捕獲頭数及び被害額等を的確に把握することにより、計画の達成状況について点検・評価を行い、管理計画の見直しを行う。

図－5に、この一連の管理体制フローを示す。



図－5 イノシシ管理体制

## 6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

### (1) 捕獲による数の調整

管理目標に基づき、農林作物への被害を低減させるためには当面の間、現在以上の捕獲を行い、イノシシの生息頭数を減らすことが重要である。捕獲を推進するための方法は、次のとおりとする。

#### ① 狩猟による捕獲の促進

##### ア 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間を、「毎年11月15日から翌年2月15日まで」から「毎年11月1日から翌年3月15日まで」に変更する。  
対象とする区域は、県内全域とする。

##### イ 禁止する猟法の解除

イノシシ等の捕獲をするため、くくりわなを使用する方法のうち輪の直径が12cmを超えるものは禁止猟法となっているが、イノシシについて、足くくりわなに限りこの規制を解除する。

対象とする区域は、県内全域とする。

※ くくりわなの直径については、平成19年1月29日（平成19年4月16日施行）に一部改正された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則により規制されたものであるが、これはツキノワグマの錯誤捕獲の危険性に配慮したものであり、本県ではツキノワグマの生息が確認されていないことから、規制を解除するものである。

#### ② 農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲

各市町村及び市町村有害鳥獣対策協議会による農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲（許可捕獲）を適正かつ円滑に推進するため、各種の助言や捕獲活動の助成を行う。

#### ③ 数の調整のための特別捕獲

イノシシによる被害のリスクが高く、かつ、捕獲の要望が強い地域において、更なる捕獲を推進するため、数の調整を目的とした捕獲を実施する。

また、県内の養豚場等において豚熱の発生が確認された際には、野生イノシシによりウイルスを浸潤させることのないよう、集中的な捕獲を実施することとする。

なお、その実施に当たっては、農林畜産業等への被害リスクの詳細を把握するとともに、狩猟及び有害捕獲との間に混乱の生じることのないよう、県、市町村及び捕獲を行う者と協議し、実施地域、期間等を調整する。

- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲  
県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を、イノシシの生息状況やイノシシによる被害状況等を勘案して実施するものとする。  
事業の実施については、「7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項」に定める。

- (2) 捕獲頭数管理  
特定鳥獣の捕獲による捕獲頭数等を把握し、生息状況等を判断する指標データの収集を行う。

- ① 狩猟による捕獲の把握  
狩猟期間の捕獲の実態を把握するため、狩猟者の協力を得てイノシシ捕獲状況調査(資料1)を実施する。

- (3) 狩猟者の確保・育成  
狩猟免許所持者数は、わな猟免許所持者が増加している一方で、銃器を使用する第一種銃猟免許所持者がそれ以上に減少していることから、全体では減少している。  
このため、更なる狩猟免許試験のPRや狩猟免許取得に要する経費への助成など、狩猟を始めるきっかけを増やす等により捕獲の担い手である狩猟者の確保に努める。また、わな猟初心者を対象とした技術向上のための研修会や、銃猟による有害鳥獣捕獲従事者に対する安全・技術向上講習会を実施し、狩猟者の育成を図る。

- (4) 錯誤捕獲の防止  
カモシカ等の生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、カモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。

- (5) 捕獲物の処理等  
捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

- (1) 事業の目的  
イノシシによる被害の軽減に向けて、狩猟者が行う狩猟、市町村が主体となる有害鳥獣捕獲に加え、県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業を実施し、捕獲の強化を図るものとする。
- (2) 実施期間  
「3 計画の期間」に定める期間内において、地域の実情等により適切な期間で設定するものとし、原則1年以内とする。
- (3) 実施区域  
「4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域」を対象とし、具体的には「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」(以下「実施計画」という。)において定める。
- (4) 事業の目標  
被害地及びその周辺等で狩猟、有害鳥獣捕獲と併せて当事業を実施することにより、効率良く加害個体を捕獲し、農林作物等への被害低減につなげる。  
詳細な事業の目標は、「実施計画」において定める。

(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

ア 実施方法

使用する猟法（銃猟、わな猟）や規模（日数、回数、人数等）、作業手順や安全管理、錯誤捕獲等の対応、捕獲個体の処分方法について「実施計画」において定める。

イ 実施結果の把握並びに評価

事業の受託者等から捕獲情報等を収集し当該事業の成果を検証するものとする。  
また、実施期間が終了したときには、捕獲情報等の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、事業の目標の達成状況、「5 第二種特定鳥獣の管理の目標」に対する寄与の程度、事業の効果・妥当性等を考慮し、「実施計画」の評価を行うものとする。

(6) 事業の実施者

宮崎県

8 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

イノシシの生息地管理として、農林作物への被害の低減を図るために「鳥獣を寄せ付けない『地域力』の向上を目指すこととし、被害防除対策と併せて野生鳥獣を取り巻く森林環境の整備を図るため、単一的な人工林の造成から実のなる木の植栽や針広混交林の導入など多様な生態系を構成する森林づくりに誘導するなど、中・長期的視点に立った「生息環境対策」を推進する。

また、耕作放棄地の管理や手入れのされていない森林の整備を促進し、イノシシが近づきにくい環境整備を集落ぐるみで取り組むよう啓発を行う。

表－5 生息環境整備の事業

事業名	事業主体	補助率				主管課
		国	県	市町村	その他	
森林環境保全直接支援事業	森林所有者等	3/10	1/10		6/10	森林経営課

9 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 被害防止対策

イノシシによる農林作物への被害を低減させるためには捕獲だけでなく、聞き取りによる集落の被害状況調査により、被害箇所、被害面積等を地域住民が共有し、その上で「鳥獣被害対策研修会」等を継続的に実施し、追い払いの実施やエサ場の撤去、野生鳥獣の生態の研究に基づく防護柵等の効果的な設置方法など野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを地域が一体となって取り組む「被害防止対策」を推進する。

併せて、地域ぐるみの対策を促進するため、市町村と連携し、電気柵や爆音機、箱わな等の購入に必要な費用の助成を行っていく。

表－6 被害防止対策

事業名	事業主体	事業内容	補助率				主管課
			国	県	市町村	その他	
鳥獣保護区等周辺被害防止対策事業	農業者	イノシシやシカ等による農林業被害の防止を図るための電気防護柵等の設置		1/3	1/3	1/3	自然環境課
森林環境保全直接支援事業	森林所有者等	野生鳥獣による森林被害の防止等を図るための鳥獣害防止施設（防護柵）の設置	3/10	1/10		6/10	森林経営課

(2) モニタリング等の調査研究

モニタリングは、フィードバックのための資料を得るためのものであり、科学的・計画的に行う管理に必要な作業である。イノシシの適正な管理を推進するため、捕獲状況、被害状況等について調査を実施し、データの収集を行うものとする。また、数の調整のための捕獲については、生息状況等の把握に活用できる捕獲記録簿等を作成し、捕獲従事者からの報告を実施するなど、実態等調査に努める。

(3) 計画の実施体制

① 特定鳥獣保護管理検討委員会

学識経験者、農林業団体及び関係行政機関の職員等からなる検討委員会を設置し、本県に生息するイノシシ等の野生鳥獣に対する適切な管理についての具体的な対策等を検討・評価等する。

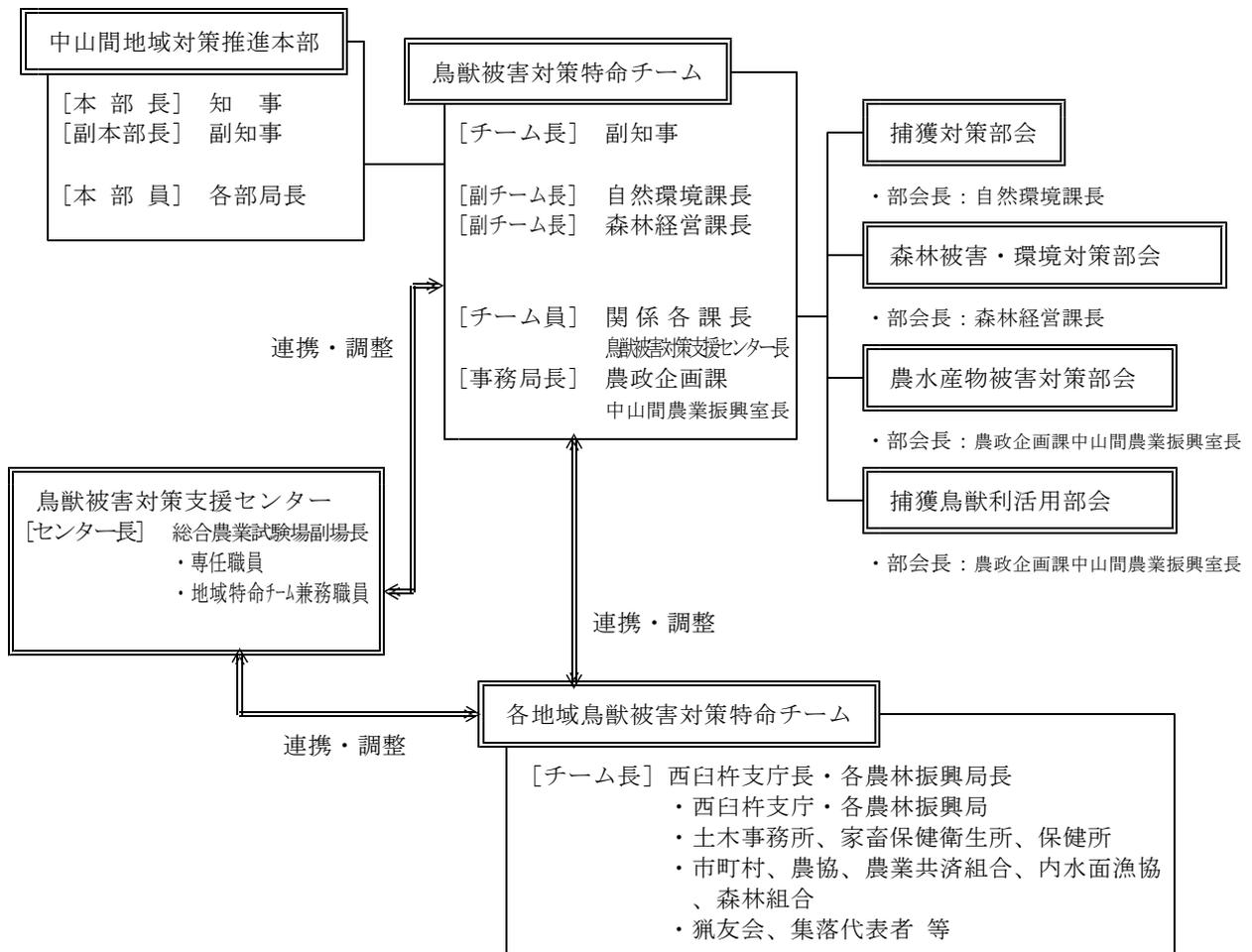
② 鳥獣被害対策プロジェクトの推進

鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を推進する（図－6）。

※新たな視点に立った鳥獣被害対策

無自覚の「餌付け」をやめ、徹底的な追い払いを行うとともに、不足する冬期のエサを制限することにより、適正な生息頭数に導く、地域一体となった取組。

図－6 鳥獣被害対策プロジェクトの実施体制



③ 関係機関等との連携・協力

本計画を推進するに当たり、隣接する関係県や市町村等との情報交換や連絡調整及び連携を図り、効果的な対応策等を検討する。

## 添 付 資 料

(資料1)

＜イノシシ捕獲状況調査についてのお願い＞

宮崎県では、農林業被害等の軽減のため、県下全域でイノシシの狩猟期間の延長等などにより、イノシシの管理を行っています。この管理を適正に実施するためには、狩猟期における捕獲状況の把握が大変重要となります。

つきましては、イノシシ猟をされた場合の捕獲状況を狩猟者登録証の返納と併せて、提出していただきますようお願いいたします。

(免許種別を問わず、イノシシ猟をされた方は、捕獲の有無にかかわらず提出をお願いします。)

- 提出先  
宮崎県猟友会会員の方：自分の所属する猟友会支部  
上記以外の方：狩猟者登録を受けた西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課
- 問い合わせ先  
鳥獣保護区等位置図に記載してあります。

イノシシ捕獲報告票 ( 年 月～ 年 月)

フリガナ		電 話	( ) -
氏 名		住 所	

- ※1 次の表は、捕獲者本人が記入し、共猟の場合、報告に重複がないようにお願いします。
- ※2 捕獲方法について該当するものに○を付してください。
- ※3 捕獲場所は、鳥獣保護区等位置図のメッシュ番号 (○数字) を記入してください。
- ※4 共猟者数には、本人を含めること。

NO	出猟月日	捕獲場所 または 出会った 場所※3	捕獲方法 ※2			捕獲 の有無  ○ 又は ×	イノシシ捕獲頭数			イノシシ出合数			共 猟 者 数 ※4
			銃 器	く くり わな	箱 わな		オス	メス	幼獣	成獣	幼獣	不明	
	(記入例) 11月20日	27			○	○		1	1			2	
1	月 日												
2	月 日												
3	月 日												
4	月 日												
5	月 日												
6	月 日												
7	月 日												
8	月 日												
9	月 日												
10	月 日												
11	月 日												
12	月 日												
13	月 日												
14	月 日												
15	月 日												
16	月 日												
17	月 日												
18	月 日												
19	月 日												
20	月 日												
21	月 日												
22	月 日												